



第4章 計画の目標

1 温室効果ガスの排出削減量に関する目標

(1) 目標値設定の考え方

現在、地球温暖化は待ったなしの状況であり、京都議定書の削減目標である6%削減の達成を危ぶむ声もあります。

こうしたことを踏まえ、平成18年度の基準年度を100とし、本計画の最終年度では概ね94を達成することを目標とします。

(2) 削減目標値

本計画における温室効果ガス排出量削減目標は、次のとおりです。

【温室効果ガスの排出量削減目標】

平成23年度における本計画に伴う温室効果ガスの総排出量を二酸化炭素換算で平成18年度比の6%を削減します。

項目	平成18年度 (新基準年度)	平成23年度
排出量 (kg-CO ₂ /年)	29,926,041	28,130,479



第5章 率先行動計画

1 温室効果ガス排出抑制のための施設運営上の取組み

(1) 電気使用量の削減

- 空調機器の運転時間、適正温度の遵守
- 昼休み時間及び勤務時間外の不用な照明の消灯
- 使用していない会議室等の消灯、エレベーターの使用制限
- 残業の抑制
- 各種電気機器における省エネの実践
- 省電力OA機器等の導入

(2) ガス・燃料使用量の削減

- 公用車等の適正な使用
- 空調機器の運転時間、適正温度の遵守
- 各種機器及び施設の適正使用
- 温室効果ガス排出量の抑制可能な設備の導入

2 温室効果ガス排出抑制のための施設運営上の具体的な取組み

温室効果ガス排出量の削減を主たる目標として、率先して取り組むべき事項及び具体的内容については、次のとおりとします。

(1) 電気使用量の削減

- ◆ 空調機器の運転時間、適正温度の遵守
- 事務室では、サマールック期間の冷房の設定温度は 28℃、ウォームビズ期間の暖房温度は 19℃を目途にします。
- 冷房時には効率を上げるためブラインド等で遮光し、暖房時には自然光を積極的に取り入れます。
- 空調機器のフィルターの清掃等、設備・機器の保守管理を徹底します。
- 夏期については軽装（サマールック）、冬期は重ね着（ウォームビズ）をするなどして空調温度の適温励行をします。

第5章 率先行動計画

- ◆ 昼休み時間及び勤務時間外の不用な照明の消灯
 - 昼休み時間及び時間外（午前8時 30 分以前と午後5時 15 分以降）には不用な照明を消します。
 - 事務室等で部分的に消灯できる部屋については、事務に支障のない範囲で極力消灯します。
- ◆ 使用していない会議室等の消灯、エレベーターの使用制限
 - 可能な限り2階層までの移動にはエレベーターを使用しません。
- ◆ 残業の抑制
 - 事務の効率化を図り、ノー残業デーを徹底します
- ◆ 各種電気機器における省エネの実践
 - O A 機器等電気機器は、昼休みなど 30 分以上使用しない時は、電源を切ります。

（2）ガス・燃料使用量の削減

- ◆ 公用車等の適正な使用（エコ・ドライブ）
 - やさしい発進を心がけます。
 - 車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めます。
 - エンジンブレーキを積極的に使います。
 - カーエアコンを適正な温度に管理します。
 - アイドリングストップ※を励行します。
 - エンジンをかけたら、すぐ出発します。
 - 道路交通情報を活用し、渋滞や道路障害等の情報をチェックします。
 - タイヤの空気圧調整などの車両整備の実施を徹底します。
 - 不要な荷物を積んだまま走行しません。
 - 渋滞などをまねく、違法駐車はしません。
 - 経済速度での走行に努めます。
 - 出張等については、公共交通機関の利用に努めます。
 - 荷物の運搬を伴わない事務連絡は、自転車利用に努めます。
 - 公用車の購入にあたっては、低公害車※で国土交通省の低排出ガス車認定制度※により認定された低排出ガス車※の導入を図ります。
- ◆ 空調機器の運転時間、適正温度の遵守（電気使用量の削減と同様）
- ◆ 各種機器及び施設の適正使用
 - 湯沸器・ボイラー・ガスコンロ・作業機械等を無駄のないように適正に使用します。

《公共施設の整備及び維持管理に関する配慮事項》

- ◆ 温室効果ガス排出量の抑制可能な設備の導入
- 空調設備の更新、導入にあたっては、エネルギー消費効率の高い空調設備の導入に努めます。
- 照明、避難誘導灯については、人感センサーや自動照度調節※インバータ制御機器※等の省エネ型照明機器の導入を推進します。
- 太陽光発電等の導入に努めます。
- 公共施設の建設等にあたっては、断熱性能の向上に資する構造に努めます。
- ◆ 省電力OA機器等の導入
- OA機器の購入にあたっては、国際エネルギースターロゴ※製品とします。
- 電気器具の購入にあたっては、省エネ性の製品を購入します。

(3) コピーの削減

- ◆ 両面コピーの励行、不用なコピー用紙の再利用、印刷枚数の抑制
- 両面印刷（コピー）を徹底し、必要に応じ縮小機能を活用します。
- 庁内資料等では、裏面使用済みの用紙（裏紙）を使用します。
- 会議は、パワーポイント※の活用を努め、配布資料を減らします。
- ペーパーレス化を図るために、内部会議の開催通知などはグループウェア※を活用します。
- パンフレットなどの印刷物については、適正な印刷枚数を心がけます。
- ◆ コピー機の適正使用、ファイリングの励行、封筒の適正使用
- コピー機のオールクリア励行等により、ミスコピーを減らします。
- 文書はファイリングシステムにより職員間共有に努めます。
- 外部からの会議出席者に対し、資料入れ用封筒は必要な方のみ配布します。
- 封筒の再使用に努めます。

(4) 水使用の節約

- ◆ 日常的な節水の励行
- 水を流しっぱなしにせず、手洗いや洗車時等に余分な水を使用しません。
- ◆ 節水機器及び雨水利用設備の導入、漏水の点検
- 給水栓には、節水コマの取り付けなど節水機能を備えることに努めます。
- 雨水を利用できるように雨水利用設備の導入に努めます。
- 漏水のチェックを定期的に行います。

(5) 緑化の推進

- ◆ 公共施設内の緑化
- 草花や樹木を植栽し、公共施設内の緑化に努めます。
- 施設の植栽については、適正な育成管理に努めます。

3 温室効果ガス排出抑制のための検討課題

削減目標値を達成するためには、使用エネルギーの7割以上を占める電力使用について、特に取り組む必要があります。これを踏まえ、本計画では、次の内容を検討課題とします。

- (1) 清掃工場のごみ燃焼による発電電力の購入
- (2) 再生可能エネルギーにより発電した電力
- (3) 太陽光発電によるカーボンオフセットの開発
- (4) イベント等でグリーン電力を使用
- (5) 再生可能エネルギーを活用した電力の購入
- (6) 電気使用量の管理システム（デマンド・コントロール）
- (7) 省エネ対策工事推進
- (8) アイドリングストップ装置付自動車の導入



第6章 推進体制

1 推進体制

本計画の推進体制は、次のとおり品川区地球温暖化対策推進体制（以下推進という。）とします。

(1) 推進総括者

推進総括者は、区長とします。

(2) 推進本部

本計画全体の関与を確実にするための審議・検討機関として、地球温暖化対策推進会議を設置します。

(3) 推進責任者

推進責任者は、環境清掃事業部長とします。

(4) 推進事務局

推進体制全体の庶務を処理するため、推進事務局を環境課に設置します。

2 職員等の意識啓発等

(1) 情報の提供・啓発

- ① 品川区ホームページ、「しながわの環境と清掃リサイクル」の冊子や環境配慮の横断的な取組施策などにより、情報を提供します。
- ② 庁内LAN※によるISO通信等により地球温暖化に関する情報の共有化を図ります。

(2) 教育・研修

EMSにおけるISO研修においても行っていきます。

3 公表

地球温暖化対策推進法第21条に基づき、本計画の内容および進捗・達成状況を年1回以上「区のおしらせ しながわ」「品川区ホームページ」を用いて広く区民等に公表します。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

品川区地球温暖化対策推進体制

